



2019年4月18日

各 位

会社名 株式会社アズ企画設計
代表者名 代表取締役社長 松本 俊人
(コード番号: 3490 東証JASDAQ)
問合せ先 専務取締役管理部長 小尾 誠
(TEL 048-298-1720)

(訂正) 関東信越国税局からの更生通知書受領に関するお知らせ

2019年4月16日に発表いたしました適時開示資料「関東信越国税局からの更生通知書受領に関するお知らせ」につきまして、一部誤りがございましたので、下記の通り訂正いたします。訂正箇所には下線を付して表示しております。

記

【訂正箇所】

(訂正前)

関東信越国税局からの更生通知書受領に関するお知らせ

当社は、平成30年11月より関東信越国税局（以下、「当局」といいます。）から税務調査を受けておりましたが、本日、「消費税及び地方消費税の更生通知書並びに加算税の賦課決定通知書（以下、「更生処分等」といいます。）」を受領いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 更生処分等の経緯・内容

しかしながら、今回の更生処分等において、当局は、消費税非課税の居住用住宅の賃貸による収入が発生する収益不動産の仕入れは、居住用収益不動産の販売（課税資産の譲渡等）のみならず、「住宅の賃貸（課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等）」のためにも必要なものであり、その仕入れに係る消費税額については、その一部しか課税売上に係る消費税額から控除することができないという見解の下、更生処分等が行われました。

3. 更生処分等が業績に与える影響

当社では、事前に当局の見解に従った会計処理を行っていたため、更生処分等が、平成31年2月期及び当期以降の業績に与える影響はありません。

(訂正後)

関東信越国税局からの更正通知書受領に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 11 月より関東信越国税局（以下、「当局」といいます。）から税務調査を受けておりましたが、本日、「消費税及び地方消費税の更正通知書並びに加算税の賦課決定通知書（以下、「更正処分等」といいます。）」を受領いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 更正処分等の経緯・内容

しかしながら、今回の更正処分等において、当局は、消費税非課税の居住用住宅の賃貸による収入が発生する収益不動産の仕入れは、居住用収益不動産の販売（課税資産の譲渡等）のみならず、「住宅の賃貸（課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等）」のためにも必要なものであり、その仕入れに係る消費税額については、その一部しか課税売上に係る消費税額から控除することができないという見解の下、更正処分等が行われました。

3. 更正処分等が業績に与える影響

当社では、事前に当局の見解に従った会計処理を行っていたため、更正処分等が、平成 31 年 2 月期及び当期以降の業績に与える影響はありません。

以上